

全国子ども会ビル会議室利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下、「この法人」という。）が所有する全国子ども会ビルの2階会議室の貸出しに関して定める。

(利用規約)

第2条 会議室の利用目的、申込み方法、及び禁止事項その他については、別に定める「全国子ども会ビル会議室の利用規約」による。

(施設利用料金)

第3条 施設利用料金については、別表1のとおりとする。

2 営利を目的とする講習会等（参加費を徴収する場合）については、別表1に記載の料金の倍額とする。

(改 廃)

第4条 この規程及び「全国子ども会ビル会議室の利用規約」の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年11月20日より施行する。
- 2 平成24年度（平成24年4月1日から3月31日）については、第1条の「公益社団法人全国子ども会連合会」を「社団法人全国子ども会連合会」と読み替える。

別表 1

施設利用料金表 (消費税込み)

施設・区分		団体属性			
		一般	関係団体	賛助会員	
会議室	午前/9時~12時	4,500円	2,500円	2,000円	※利用時間の延長は、1時間あたり、1,500円とする。 <u>ただし夜間の延長はしない。</u>
	午後/1時~5時	6,000円	3,500円	3,000円	
	夜間/6時~9時	6,000円	3,500円	3,000円	

◎営利を目的とする講習会等(参加費を徴収する場合)については、上記料金の倍額とする。